

平成 22 年 1 月 15 日

金融庁総務企画局企画課
調査室
信用制度参事官室 御中

全 国 銀 行 協 会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する意見の提出について

平成 21 年 12 月 17 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ
げます。

以 上

項番	該 当 箇 所(条 項 番 号 等)	意 見	理 由 等
1	第6条第1項第7号二	<p>「支払を受ける者」への確認のほか、銀行は、窓口で振込依頼人から「支払受取人による本人確認が完了している」と申し出を受けたり、あるいは、振込人の本人確認が完了している旨の支払受取人作成の書面の提示を受ける場合が想定されるが、このような方法による確認も認められるのか。</p> <p>これらの場合、本人確認の確実を期するために本人確認書類の提示を求めることが必要か。</p> <p>この際、振込依頼人が本人確認に応じないときは、法第5条(特定事業者の免責)の適用を受けると考えてよいか。</p>	<p>本条項において、銀行等が支払いを受ける者により本人確認等が行われていることを確認する方法が不明なため。</p>
2	第6条第1項第7号二	<p>第6条第1項第7号二に定めるものは、国内為替取引に限定されるのか、外国送金取引まで含むのか確認したい。</p>	<p>本条項で規定する範囲の確認のため。</p>